

いきいき通信

性別により制約されることなく、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を共に担う男女共同参画社会の実現を目指します。



男女共同参画週間



いきいきフォーラム



須坂市男女共同参画推進市民会議

須坂市男女共同参画推進市民会議では、男女共同参画意識の向上のため男女共同参画いきいきフォーラムや輝く女と男セミナーなどを開催し身近な地域から、市民の皆さんとともに学び活動しています

●須坂市男女共同参画推進市民会議の構成団体(順不同)●

退職公務員連盟須高支部女性部・須坂市民生児童委員協議会・須坂市PTA連合会・JAながの女性部須高ブロック・須坂商工会議所女性会・須坂青年会議所・須坂市保育園保護者会連合会・須坂市女性団体連絡協議会・共同参画をめざす会須高支部・須坂市連合婦人会・須坂市消費者の会・須坂市食生活改善推進協議会・連合長野高水地域協議会須高地区連合会・長野県農村生活マスター協会上高井支部須坂地区・須坂市保健指導員会・信州須坂風土舎・ファミリーサポート稚児百合・環境を守る会・長野県在宅看護職信濃の会・須坂市区長会・長野人権擁護委員協議会須高部会・すこう未来ラボ「らしく」・須坂市男女共同参画推進委員会 ほか個人会員



男女共同参画社会って？



男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

もっとわかりやすく～

「男女共同参画って、難しそう…」、「自分には関係ない」と思っている人は少なくないと思います。また、「参画」という言葉もあまり聞き慣れませんね？

参画とは、単に「参加」という事ではなく、方針の立案や決定など「意思決定への参加」という事です。男女共同参画社会とは、仕事、家庭、地域活動などの様々な分野で、男女のどちらかに負担や責任が偏ることなく、自らの希望に沿った形で活躍できる社会の事です。

こんな経験したことありませんか？

「男性は仕事、女性は家庭」、「男だから強くなりなさい」、「男の子はくよくよしない!」「女だから控えめにしなさい」「女の子だからおとなしくしなさい」などの、価値観に縛られていませんか？

性別による固定的な役割分担の考えが根強く残り、この役割分担意識に縛られて自分の希望を叶えられない人が多くいます。一人ひとりが豊かな人生を送る上で、性別にとらわれることなく家庭や学校、職場や地域でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要です。

●家族みんなで積極的に家事や子育て、介護などを行っています。

家庭では…

地域では…

●ボランティア活動などに男性も女性も主体的に関わり、住みよい地域づくりに参画しています。

●進学や就職などにおいて、性別にかかわらず個人の意思や能力を尊重した進路選択ができています。

学校では…

職場では…

●男性も女性も、家庭・地域生活と両立ができ、働きやすい職場環境になっています。

男女共同参画社会が実現すると



男女共同参画いきいきフォーラム

家庭や地域にある身近な出来事から男女共同参画を考えます

2025年2/1(土)
午後1時30分～3時30分
須坂市文化会館
メセナホール
(小ホール)

【講演】

演題：知っていて損はない！
「あなたの身近な法制度」

～ご相談・ご支援の現場からのメッセージ～

講師：弁護士、元長野県男女共同参画審議会委員
有吉 美知子さん

【事例紹介】 キラキラぱ～くの活動発表
※託児所あります。(事前に申し込んで下さい。)

問合せ：須坂市社会共創部人権同和・男女共同参画課
Tel.026-245-0909 Fax.026-245-1045
E-mail: jinken@city.suzaka.nagano.jp

主催：須坂市男女共同参画推進市民会議・須坂市

相談無料秘密厳守

ドメスティックバイオレンス (DV)

DV相談ナビ #8008 (はれれば)
(最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります)

DV24時間ホットライン (毎日24時間)
026-219-2413

女性相談センター (月～金 8:30～17:15)
026-235-5710

女性の一般相談

長野県男女共同参画センター「あいとびあ」
0266-22-8822

一般相談 火～土 9:00～12:00、13:00～16:30
法律相談 (要予約) 第1、3木曜日
カウンセリング (要予約) 第2土曜、第4金曜日

須坂市人権同和・男女共同参画課
026-245-0909

※来庁される場合は、事前にお電話をください。

編集・発行

須坂市男女共同参画推進市民会議
須坂市社会共創部人権同和・
男女共同参画課

このパンフレットは、19,500部作成し、1部12.65円です。

みんな笑顔で地域の活動を紹介します



みませんか。(連絡先: 黒岩 080-3205-9713)

男女共同参画社会の実現をめざして

共同参画をめざす会須高支部

◆共同参画をめざす会須高支部とは

共同参画をめざす会須高支部は、長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」を拠点に、男女共同参画社会の実現のため、全県的な活動他、地域ごとの活動を行ってまいりました。しかし、令和3(2021)年に男女共同参画センターの利用や会員の高齢化の課題に伴い、全県的な組織は解散し、地域ごとの活動を継続するよう方針が変わり、当会も方針に沿った活動をしてまいりました。

◆解散後の情報交換会をきっかけに

全県的な組織は解散しましたが、男女共同参画社会を目指す各地有志の皆様のお声かけにより、解散後の様子を報告しあう情報交換会が計画されました。長野県男女共同参画センター職員を講師に迎え、「長野県の共同参画の課題やこれからの推進の方向」を



県内で活動する皆さんと(情報交換会後の懇親会)

また、この情報交換会の際、松本巖ヶ崎公民館にて、次世代につなぐ「地域共生社会」をテーマに、長野県立大

お聞きし、今後よりよい男女共同参画社会の実現のための情報発信をしてまいりますのでご活用ください」とお話がありました。また、その後行われた情報交換会では、今後も各地の活動を情報共有しながら男女共同参画社会の実現を目指す活動の継続を確認しました。

◆須高支部の活動

須高支部の活動としては、須坂青年会議所の皆さんとの意見交換会や、長野県男女共同参画センター元所長の山内



浩さんを講師に「家庭内での共同参画」をテーマにした男女共同参画セミナーを計画、実施してまいりました。私たちは、女性に「下駄を履かせる」のではなく、個性を活かして対等に生活できる社会を目指しています。男女共同参画社会の実現のため、一緒に活動していただける方も随時募集しています。私たちと一緒に活動して



輝く女と男セミナー

須坂市男女共同参画推進市民会議では、男女共同参画に関する歴史や課題について学び、理解を深めようと、会員団体を対象に10月21日に学習会を開催しました。

◆演題: ジェンダー平等社会の実現を

講師: 月岡英明さん

(市教育委員会人権同和教育課指導員)

男女共同参画社会の実現を目指すために、これまでの歴史に学び、男女の性差による価値観の変化や現代的課題など、映像を使ってより身近な問題としてわかりやすく講演していただきました。

参加者の感想から

●映像を入れて、わかりやすい講演だった。基本的な考え

方を再確認できた。この場に参加した方々は市推進員や各方面で指導的な役割を果たしている方々だが、(70代女性) ●古代からの時系列での説明、大変わかりやすかったです。(60代男性) ●日本の男女平等ランキングが、アジアでも低い事に驚いた。もっと、皆が平等に生きていけるような、世の中にな

つてほしいです。(30代女性) ●子どもの頃、よく「女なのに、女のくせに」と言われていました。なんで別なのか? いつも思っていました。でも今だに、と思う事もしばしば。男性の方は、耳が痛い話だったのではと思います。我家の息子夫婦は、息子が夕飯を作ったり、朝、洗たく物を干したりと、協力的だと思います。(年代不明女性) ●ドラマ映像を題材にしていたためとてもわかりやすく理解できました。今日のお話を他の皆さんにも聞いて頂きたいと感じました。(40代女性) ●ドラマ映像によりむしろかしい言葉も、とてもわかりやすく理解できました。(50代女性) ●90分の講演時間があっという



う間でした。とても勉強になりました。講演の内容がわかりやすく、ビデオ映像を視聴しながらの工夫に感謝申し上げます。私も地域での活動でできることからやってまいります。(60代女性)



●個々に思っているものなかなか実現は難しいところがあり、どうしたらいいのか課題は大きいと思いました。(70代女性) ●女性の教養、教育を女性も勉強する事が大切。(70代女性) ●映像の場面を見ながらお話を聞き、とてもよくわかりました。男の人にも見て聞いていただきたい講演でした。(70代女性) ●知らなかつたことが多々ありました。いろいろ考えさせ

男女共同参画 地域学習会



市では町別人権問題学習会などで、性別による固定的役割分担の意識をなくし、男女がともに地域活動に参画するよう学習会を開催しています。「女心できる避難所づくり」をテーマにした内容など、男女共同参画社会を進めるきっかけとして、各町区やサークルなどでも計画してはいか

男女共同参画 生涯学習 まちづくり 出前講座



★男女共同参画で、いきいきと暮らせる社会を

須坂市連合婦人会の皆さんが男女共同参画について学びました。

参加者の感想から

●女性とか男性とかまだまだ考えさせられることが多く、こうした学習の機会は引き続き必要。



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

2024年4月1日より女性支援に関する新しい法律が施行されました。

この法律は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)を支援の対象にしています。言い換えると女性であるがゆえに直面している困難な問題を抱えている女性を支援するための法律です。

談支援員が対応します。

☆参考 厚生労働省HP「あなたのミカタ」
https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/
電話相談: #8778

○問い合わせ
人権同和・男女共同参画課
TEL 026-245-0909



あなたのミカタ

検索

あなたのミカタ